

○国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科博士後期課程 専攻長に関する規程

〔平成18年4月1日〕
規則第 41号

改正 平成20. 3. 1 19規則96

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）第6条の9の規定に基づき、理工学研究科博士後期課程の専攻に専攻長を置く。

(職務)

第2条 専攻長は、全学の方針及び研究科の運営方針に基づき、専攻の運営に関する事項を処理する。

(選考)

第3条 専攻長は、専攻におけるコース長の互選により選出された候補者につき、教授会の議を経て、研究科長が選考し、学長が任命する。

(任期)

第4条 専攻長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、専攻長に欠員が生じた場合の補欠の専攻長の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則96）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。